

令和3年度 第2回飯田市公民館運営審議会 次第

日時：令和3年11月15日（月）16:00～

場所：飯田市公民館 2階 展示室

1 開会（進行：副館長）

2 飯田市公民館長あいさつ

3 審議事項（議長：会長）

（1）飯田市公民館及び橋南公民館の位置及び管理を変更することについて

（資料No1, 2）

（2）（仮称）飯田駅前プラザ整備事業支援並びに公共空間（創発エリア）の整備及び運営について

（資料No3, 4）

4 その他

5 閉会

令和3年度 飯田市公民館運営審議会委員 名簿

(順不同・敬称略)

No.	氏 名	所属	備考	11/15
1	牧野 光彰	飯田市まちづくり委員会連絡会		
2	市瀬 一宏	飯田市校長会 (所属 飯田市教頭会)		
3	吉澤 裕美子	飯田地区保護司会		
4	森本 美保子	飯田市連合婦人会		
5	湯澤 直人	飯田女子高等学校		ご欠席
6	牧島 晃	飯田コアカレッジ		
7	増田 綾子	(一社)南信州基金		
8	長谷部 三弘	ひさかた風土舎		
9	桑原 利彦	りんご並木ネットワーク	副会長	
10	細山 俊男	学識経験者	会長	
11	山口 赳	公民館Aブロック		
12	川口 充央	公民館Bブロック		
13	勝野 薫	公民館Cブロック		
14	今村 智司	公民館Dブロック		

【事務局】

15	渡邊 義昭	飯田市公民館長 (飯田市公民館長会会長・上郷公民館長)
16	小西 盛登	飯田市公民館長会副会長 (鼎公民館長)
17	秦野 高彦	副館長
18	近藤 善彦	学習支援係長
19	木下 慎一郎	管理係長
20	三ツ井 洋樹	市公主事

飯田市公民館及び橋南公民館の位置及び管理を変更することについて

飯田市公民館

移転する飯田市公民館及び橋南公民館の施設の管理について、新たに条例に規定するための次の通り、令和3年飯田市議会第4回定例会に提案いたします。

記

飯田市公民館条例及び飯田市文化センター条例の一部を改正する条例（案）

1 飯田市公民館条例の一部改正
（橋南公民館）

第1条 飯田市公民館条例（昭和51年飯田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

飯田市扇町35番地

」を
「

飯田市本町1丁目15番地

」に改める。

別表第1の14を同表の15とし、同表の13を同表の14とし、同表の12を同表の13とし、同表の11を同表の12とし、同表の10を同表の11とし、同表の9を同表の10とし、同表の8を同表の9とし、同表の7を同表の8とし、同表の6を同表の7とし、同表の5を同表の6とし、同表の4を同表の5とし、同表の3を同表の4とし、同表の2を同表の3とし、同表の1を同表の2とし、同表の2の前に次のように加える。

1 橋南公民館

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料		
		午前	午後	夜間
		午前8時30分から 正午までの間	午後1時から午後 5時までの間	午後6時から午後 10時までの間
会議室1	通常期間	円 800	円 800	円 1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
会議室2	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
会議室3	通常期間	1,100	1,100	1,500
	冷暖房期間	1,450	1,450	1,850

会議室 4	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
会議室 5	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
調理室	通常期間	1,600	1,600	2,100
	冷暖房期間	1,850	1,850	2,350

飯田市公民館

第2条 飯田市公民館条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「	飯田市吾妻町139番地	を	」
「	飯田市東和町2丁目35番地	に改める。	」

別表第1の15を次のように改める。

15 飯田市公民館

(1) 会議室等

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料		
		午前	午後	夜間
		午前8時30分から 正午までの間	午後1時から午後 5時までの間	午後6時から午後 10時までの間
多目的ホール	通常期間	円 1,600	円 1,600	円 2,100
	冷暖房期間	2,100	2,100	2,600
楽屋A	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
楽屋B	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
談話室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
リハーサル室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
調理室	通常期間	1,600	1,600	2,100
	冷暖房期間	1,850	1,850	2,350
大会議室A	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,350
大会議室B	通常期間	800	800	1,050

	冷暖房期間	1,050	1,050	1,350
大会議室C	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,350
大会議室D	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,350
和室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
中会議室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
音楽練習室A	午前8時30分から午後10時までの間、30分ごとに500円とする。			
音楽練習室B	〃			

(2) フリースペース及びシェアスペース

ア 時間 午前8時30分から午後10時まで

イ 使用料の額 使用する床面1平方メートル当たり1時間5円とする。ただし、使用する床面積が1平方メートルに満たない場合にあってはこれを1平方メートルとし、1平方メートルに満たない端数が生じた場合にあってはこれを1平方メートルとする。

(飯田市文化センター条例の一部改正)

第3条 飯田市文化センター条例（昭和51年飯田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

飯田市鼎文化センター条例

第1条中「飯田市文化センター」を「飯田市鼎文化センター」に改める。

第2条中「飯田市文化センター」を「飯田市鼎文化センター」に改め、「という。）を」の次に「飯田市鼎中平1339番地5に」を加える。

第3条を削り、第3条の2を第3条とする。

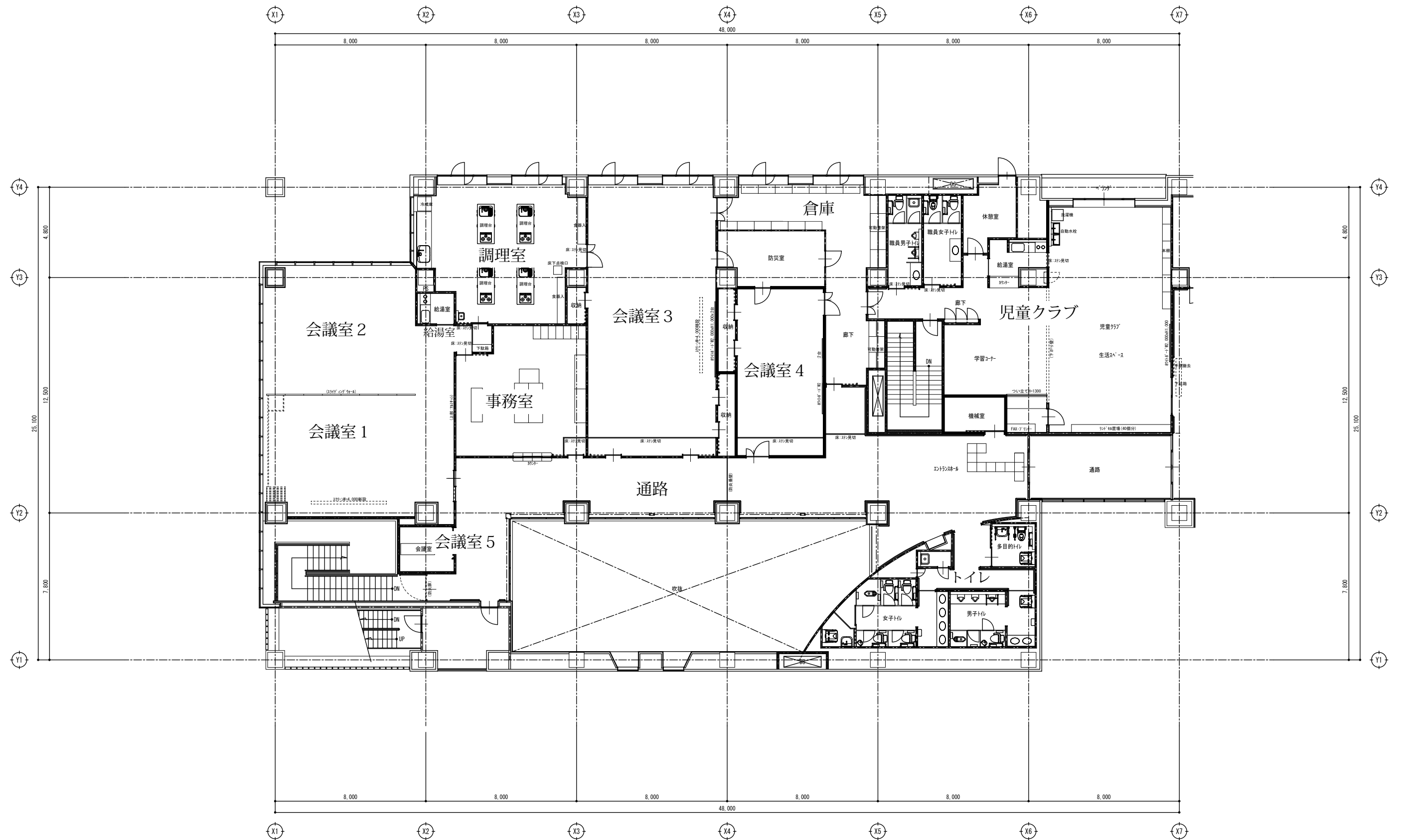
別表第1の1を削り、同表の2中「飯田市鼎文化センターの」を削り、同表の2を同表の1とし、同表の3を削り、同表の4中「飯田市鼎文化センターの」を削り、同表の4を同表の2とする。

別表第2中「1 飯田市教育文化センター及び飯田市鼎文化センターの備品等の使用料」を「備品等の使用料」に改める。

附 則

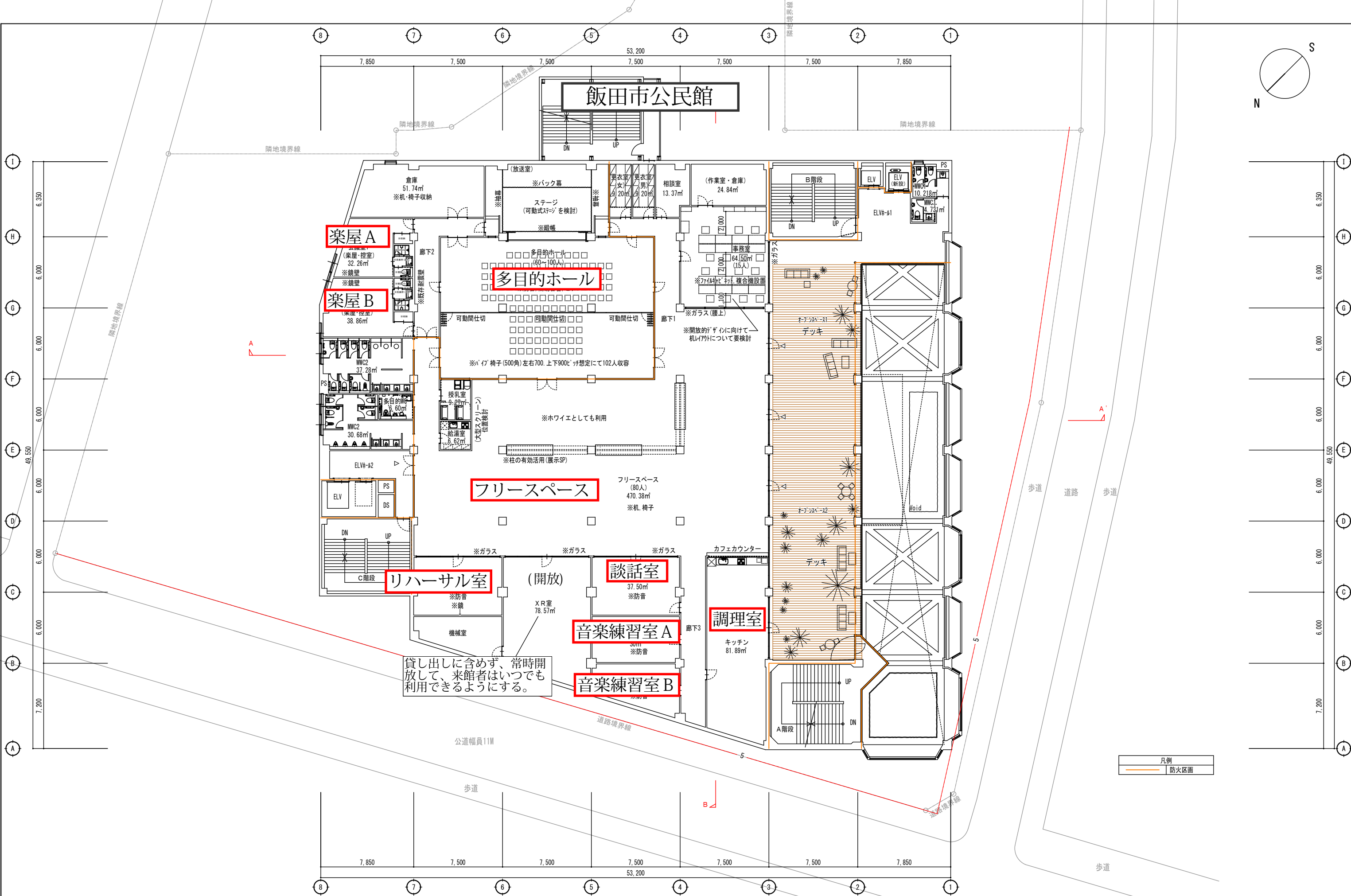
この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、市長が規則で定める日から施行する。

橋南公民館

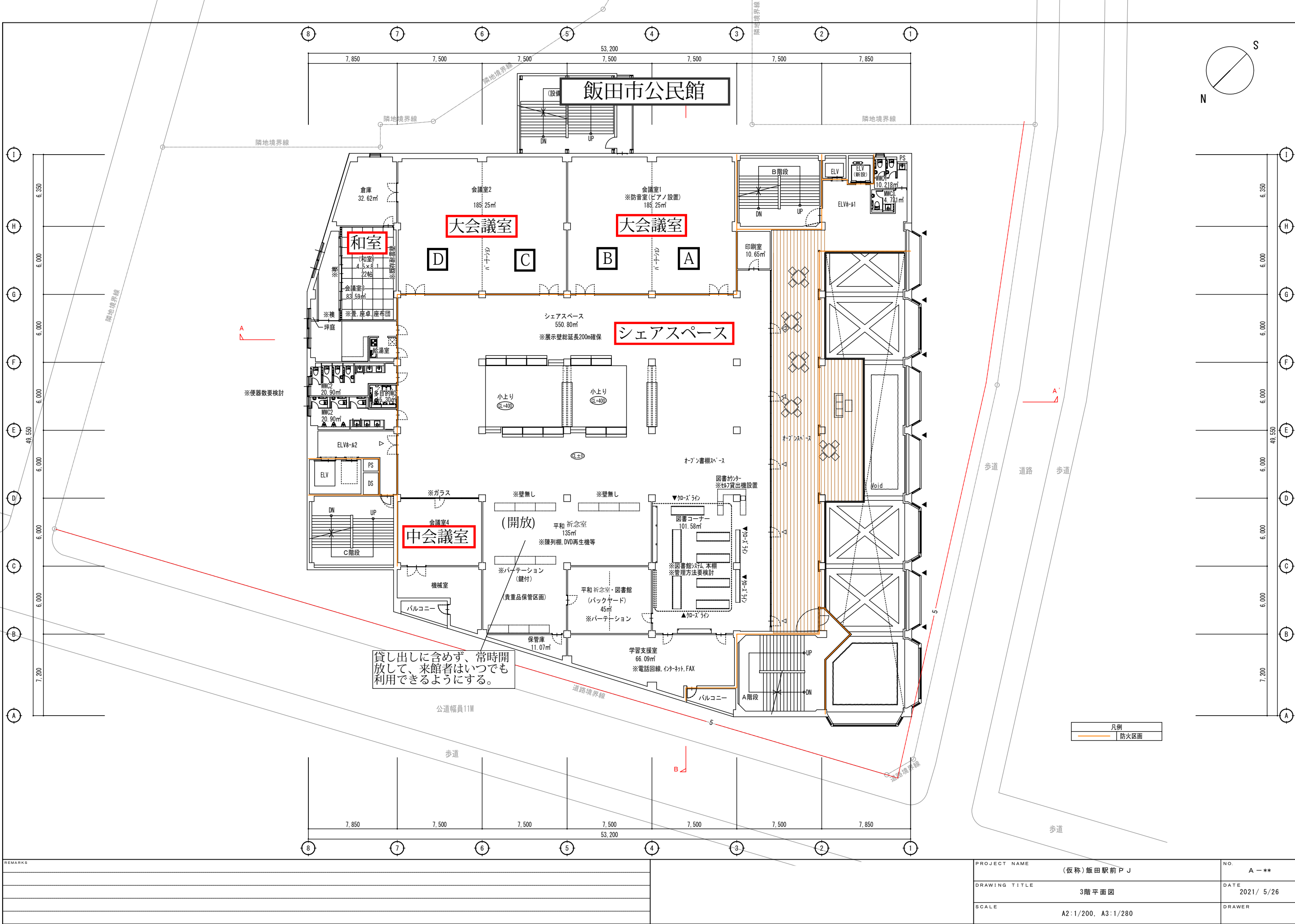


改修後3階平面図 $S=1/100$

年 月 日 2021-5-25					特 記		工 事 名		図 名		No. A-10	
所 長 製 図												
							令和3年度 橋南公民館移転改修工事		改 修 後 3 階 平 面 図			
									縮 尺 S=1/100			



REMARKS	PROJECT NAME (仮称)飯田駅前PJ		NO. A-**
	DRAWING TITLE 2階平面図		DATE 2021/ 5/26
	SCALE A2:1/200, A3:1/280		DRAWER



REMARKS	

PROJECT NAME	(仮称)飯田駅前PJ	NO.	A-**
DRAWING TITLE	3階平面図	DATE	2021/ 5/26
SCALE	A2:1/200, A3:1/280	DRAWER	

○飯田市公民館条例

昭和51年10月 2 日

条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飯田市橋北公民館	飯田市江戸町2丁目292番地の8
〃 橋南公民館	飯田市扇町35番地
〃 羽場公民館	飯田市羽場町2丁目14番地9
〃 丸山公民館	飯田市今宮町4丁目5610番地の2
〃 東野公民館	飯田市宮の前4398番地の2
〃 座光寺公民館	飯田市座光寺2535番地
〃 松尾公民館	飯田市松尾城4012番地1
〃 下久堅公民館	飯田市下久堅知久平1082番地1
〃 上久堅公民館	飯田市上久堅3770番地の1
〃 千代公民館	飯田市千代932番地5
〃 龍江公民館	飯田市龍江4517番地
〃 竜丘公民館	飯田市桐林505番地
〃 川路公民館	飯田市川路2363番地
〃 三穂公民館	飯田市伊豆木5451番地の2
〃 山本公民館	飯田市山本3378番地
〃 伊賀良公民館	飯田市大瀬木570番地1
〃 鼎公民館	飯田市鼎中平1339番地の5
〃 上郷公民館	飯田市上郷飯沼3145番地1
〃 上村公民館	飯田市上村754番地2
〃 南信濃公民館	飯田市南信濃和田2596番地3
飯田市公民館	飯田市吾妻町139番地

2 公民館に次の分館を置く。

名称	位置
飯田市橋北公民館 江戸浜分館	飯田市江戸浜町3647番地の1
〃 松尾公民館 水城分館	飯田市松尾水城3575番地
〃 松尾公民館 明分館	飯田市松尾明5263番地1
〃 松尾公民館 新井分館	飯田市松尾新井5884番地2
〃 松尾公民館 清水分館	飯田市松尾清水4548番地
〃 下久堅公民館 虎岩分館	飯田市虎岩867番地3
〃 竜丘公民館 時又分館	飯田市時又279番地
〃 鼎公民館 下山分館	飯田市鼎下山833番地
〃 鼎公民館 東鼎分館	飯田市鼎東鼎295番地

〃	鼎公民館 西鼎分館	飯田市鼎西鼎650番地
〃	鼎公民館 下茶屋分館	飯田市鼎下茶屋2123番地の 3
〃	鼎公民館 中平分館	飯田市鼎中平2287番地の 2
〃	鼎公民館 上茶屋分館	飯田市鼎上茶屋3458番地の 1
〃	鼎公民館 切石分館	飯田市鼎切石4682番地の 2
〃	鼎公民館 上山分館	飯田市鼎上山2641番地の 3
〃	鼎公民館 一色分館	飯田市鼎一色220番地
〃	鼎公民館 名古屋分館	飯田市鼎名古屋1350番地
〃	上郷公民館 上黒田分館	飯田市上郷黒田2825番地 3
〃	上郷公民館 下黒田北分館	飯田市上郷黒田1302番地 1
〃	上郷公民館 下黒田南分館	飯田市上郷黒田261番地28
〃	上郷公民館 下黒田東分館	飯田市上郷黒田1880番地 3
〃	上郷公民館 丹保分館	飯田市上郷飯沼864番地
〃	上郷公民館 北条分館	飯田市上郷飯沼2602番地 1
〃	上郷公民館 飯沼南分館	飯田市上郷飯沼2361番地 1
〃	上郷公民館 南条分館	飯田市上郷飯沼3493番地
〃	上郷公民館 別府上分館	飯田市上郷別府2431番地 8
〃	上郷公民館 別府下分館	飯田市上郷別府1195番地

(開館時間及び休館日)

第3条 公民館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 開館時間 午前8時30分から午後10時まで。ただし、飯田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。
- (2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(職員)

第4条 公民館に館長及び主事その他必要な職員を置く。

2 館長の任期は、2年とする。

(公民館運営審議会の設置)

第5条 飯田市公民館に、法第29条第1項の規定により、飯田市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の委員)

第6条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

2 委員の人数は、20人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(審議会の会議)

第8条 審議会の会議は、飯田市公民館の館長から開催の要請があった場合又は会長が必要と認めた場合に会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(使用の申請及び許可)

第9条 公民館を使用しようとする者は、教育委員会が規則で定めるところにより申請をし、許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請があつた場合で次のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。
 - (1) 公益を害すると認めたとき。
 - (2) 使用の主たる目的が、営利を目的とした物品等の販売であるとき。
 - (3) 建物又は附属物をき損するおそれがあると認めたとき。
 - (4) 公民館の維持管理上不適當と認めたとき。
- 3 教育委員会は、使用許可に、条件を付することができる。
(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用許可をした場合で次のいずれかに該当するときは、当該使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき又はそのおそれがあると認めたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 公民館の維持管理上不適當と認めたとき。
(会議室等の使用料の納付)

第11条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長が発行する納付書により、会議室その他の施設の使用料（以下「会議室等の使用料」という。）を納付しなければならない。

- 2 前項の規定による納付は、使用許可を受ける際に行わなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。
(会議室等の使用料の納付を要さない場合)

第12条 前条第1項の規定にかかわらず、使用者が飯田市又は第19条第2項の規定により登録を受けた者である場合は、会議室等の使用料の納付を要さない。

(会議室等の使用料の額)

第13条 会議室等の使用料の額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 使用日が、通常期間（4月1日から6月30日まで又は9月1日から10月31日までの間をいう。以下同じ。）に属する場合 別表第1に掲げる通常期間の使用料
 - (2) 使用日が、冷暖房期間（7月1日から8月31日まで又は11月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。）に属する場合 別表第1に掲げる冷暖房期間の使用料
 - (3) 第1号の規定にかかわらず、通常期間に冷房設備又は暖房設備を使用する場合 別表第1に掲げる冷暖房期間の使用料
- 2 前項の規定にかかわらず、冷房設備又は暖房設備が設置されていない会議室等の冷暖房期間における使用料は、別表第1に掲げる当該会議室等の通常期間の使用料とする。
 - 3 次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める率を前2項に定める会議室等の使用料の額に乗じて得た額を、会議室等の使用料の額とする。
 - (1) 使用者が飯田市の区域に住所を有しない場合 100分の150

(2) 使用者が公民館を使用して行う事業において入場料を徴収する場合 100分の150

(3) 前2号のいずれにも該当する場合 100分の200

(会議室等の使用料の減免)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議室等の使用料を減免することができる。この場合において減免する額は、それぞれ当該各号に定める率を、会議室等の使用料の額に乗じて得た額とする。

(1) 飯田市の区域に住所を有し、かつ、公共的活動を目的とする団体であって、市長が適当と認めたものが使用する場合 100分の100

(2) 飯田市が共催する場合 100分の100

(3) 飯田市が後援する場合 100分の50

(4) その他市長が適当と認めた場合 市長が定める率

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、市長が規則で定めるところにより申請をしなければならない。

(備品等の使用料の納付)

第15条 使用者は、公民館の備品を使用する場合又は電気器具の持込みをして公民館の電力を使用する場合は、市長が発行する納付書により、備品その他の設備の使用料（以下「備品等の使用料」という。）を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が飯田市である場合は、備品等の使用料の納付を要さない。

3 第1項の規定による納付は、使用許可を受ける際に、別表第1の会議室等の使用料の欄において午前、午後及び夜間として定める時間の区分ごとに行わなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(備品等の使用料の額)

第16条 備品等の使用料の額は、別表第2に規定するとおりとする。

(備品等の使用料の減免)

第17条 市長は、特に必要と認めるときは、備品等の使用料の全部又は一部を減免することができる。

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、市長が規則で定めるところにより申請をしなければならない。

(使用料の還付)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された会議室等の使用料又は備品等の使用料（以下この条において「使用料」と総称する。）の額に、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額の使用料を還付するものとする。

(1) 使用者の責めに帰すべき事由によらず公民館を使用することができなくなった場合で、使用日の前日までにその旨を市長に申し出、かつ、市長の承認を得たとき 100分の100

(2) 使用者の責めに帰すべき事由により公民館を使用しなくなった場合で、使用日の1月前までにその旨を市長に申し出、かつ、市長の承認を得たとき 100分の80

(3) 使用者の責めに帰すべき事由により公民館を使用しなくなった場合で、使用日の5日前までにその旨を市長に申し出、かつ、市長の承認を得たとき 100分の50

(4) その他市長が適当と認めた場合 市長が定める率

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、市長が規則で定めるところにより申請をしなければならない。

(登録)

第19条 飯田市の区域において社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であつ

て公民館において当該事業を行うものは、教育委員会が規則で定めるところにより申請し、教育委員会の登録（以下単に「登録」という。）を受けることができる。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合は審査をし、適当と認めたときは、当該申請に係る団体を登録する。

3 前項の審査の基準は、教育委員会が別に定める。

（登録の期間及び変更の届出）

第20条 登録は、期間を付して行う。

2 前項の期間は、登録をした日から当該登録をした日の属する年度が終了する日までとする。

3 登録を受けた団体は、前2項の規定により付された期間内において、登録を受けた事項に関する変更が生じた場合は、教育委員会が規則で定めるところにより届出をし、教育委員会の承認を受けなければならない。

（原状回復義務）

第21条 使用者が公民館の形質を変更し、又は第10条の規定により使用の停止を命ぜられた場合は、教育委員会は、当該使用者に対し、自己の負担により当該公民館を原状に復するよう命ずることができる。

2 教育委員会は、使用者が前項の規定による原状回復義務を履行しない場合は、当該使用者がなすべき行為を代わって行い、その要した費用を当該使用者から徴収することができる。

（遵守事項）

第22条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲酒しないこと。
- (3) 公民館の使用後は清掃をし、使用した備品は所定の場所へ返却すること。
- (4) その他教育委員会が規則で定めること。

（委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理等に関して必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

別表第1（第13条関係）

1 羽場公民館

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料		
		午前	午後	夜間
		午前 8 時 30 分 から正午まで の間	午後 1 時から 午後 5 時まで の間	午後 6 時から午 後10時までの間
大会議室	通常期間	円 1,600	円 1,600	円 2,100
	冷暖房期間	2,100	2,100	2,600
児童室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
資料展示室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
視聴覚室	通常期間	800	800	1,050

	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
研修室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
講義室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
料理教室	通常期間	1,600	1,600	2,100
	冷暖房期間	1,850	1,850	2,350

2 丸山公民館

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料		
		午前	午後	夜間
		午前 8 時 30 分 から正午まで の間	午後 1 時から 午後 5 時まで の間	午後 6 時から午後 10 時までの間
大会議室	通常期間	円 1,600	円 1,600	円 2,100
	冷暖房期間	2,100	2,100	2,600
児童室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
図書室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
研修室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
視聴覚室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
展示室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
講義室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
料理実習室	通常期間	1,100	1,100	1,500
	冷暖房期間	1,250	1,250	1,650

3 東野公民館

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料		
		午前	午後	夜間
		午前 8 時 30 分 から正午まで の間	午後 1 時から 午後 5 時まで の間	午後 6 時から午後 10 時までの間
大会議室	通常期間	円 1,100	円 1,100	円 1,500
	冷暖房期間	1,450	1,450	1,850
小会議室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900

図書室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
講義室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
視聴覚室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
料理教室	通常期間	1,100	1,100	1,500
	冷暖房期間	1,250	1,250	1,650

4 座光寺公民館

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料		
		午前	午後	夜間
		午前 8 時 30 分 から正午まで の間	午後 1 時から 午後 5 時まで の間	午後 6 時から午後 10 時までの間
大会議室	通常期間	円 1,600	円 1,600	円 2,100
	冷暖房期間	2,100	2,100	2,600
小会議室 (松の間)	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
小会議室 (竹の間)	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
視聴覚室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
小会議室 (赤石の間)	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
講義室 (麻績の間)	通常期間	1,100	1,100	1,500
	冷暖房期間	1,450	1,450	1,850
小会議室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
料理実習室	通常期間	1,100	1,100	1,500
	冷暖房期間	1,250	1,250	1,650

5 松尾公民館

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料		
		午前	午後	夜間
		午前 8 時 30 分 から正午まで の間	午後 1 時から 午後 5 時まで の間	午後 6 時から午後 10 時までの間
ホール	通常期間	円 2,200	円 2,200	円 3,000
	冷暖房期間	2,950	2,950	3,700
楽屋	通常期間	550	550	750

	冷暖房期間	700	700	900
談話室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
第1会議室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
和室	通常期間	1,100	1,100	1,500
	冷暖房期間	1,450	1,450	1,850
実習室	通常期間	1,600	1,600	2,100
	冷暖房期間	1,850	1,850	2,350
第2会議室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
学習室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
図書室	通常期間	1,100	1,100	1,500
	冷暖房期間	1,450	1,450	1,850
視聴覚室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
講座室	通常期間	1,100	1,100	1,500
	冷暖房期間	1,450	1,450	1,850

6 下久堅公民館

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料		
		午前	午後	夜間
		午前 8 時 30 分から正午までの間	午後 1 時から午後 5 時までの間	午後 6 時から午後 10 時までの間
大会議室	通常期間	円 1,100	円 1,100	円 1,500
	冷暖房期間	1,450	1,450	1,850
学習室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
中会議室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
研修室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
小会議室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
調理室	通常機関	1,600	1,600	2,100
	冷暖房期間	1,850	1,850	2,350

7 千代公民館

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料		
		午前	午後	夜間
		午前 8 時 30 分	午後 1 時から	午後 6 時から午

		から正午までの間	午後 5 時までの間	後10時までの間
大会議室	通常期間	円 1,100	円 1,100	円 1,500
	冷暖房期間	1,450	1,450	1,850
小会議室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
和室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
学習室 1	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
学習室 2	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
調理室	通常期間	1,600	1,600	2,100
	冷暖房期間	1,850	1,850	2,350

8 龍江公民館

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料		
		午前	午後	夜間
		午前 8 時 30 分から正午までの間	午後 1 時から午後 5 時までの間	午後 6 時から午後 10 時までの間
大会議室	通常期間	円 1,600	円 1,600	円 2,100
	冷暖房期間	2,100	2,100	2,600
視聴覚室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
図書室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
研修室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
小会議室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
講義室 1	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
講義室 2	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
料理教室	通常期間	1,100	1,100	1,500
	冷暖房期間	1,250	1,250	1,650

9 川路公民館

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料		
		午前	午後	夜間

		午前 8 時 30 分 から正午まで の間	午後 1 時から 午後 5 時まで の間	午後 6 時から午後 10 時までの間
大会議室	通常期間	円 1,600	円 1,600	円 2,100
	冷暖房期間	2,100	2,100	2,600
小会議室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
図書室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
講義室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
研修室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
視聴覚室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
料理実習室	通常期間	1,100	1,100	1,500
	冷暖房期間	1,250	1,250	1,650

10 伊賀良公民館

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料		
		午前	午後	夜間
		午前 8 時 30 分 から正午まで の間	午後 1 時から 午後 5 時まで の間	午後 6 時から午後 10 時までの間
講堂	通常期間	円 2,200	円 2,200	円 3,000
	冷暖房期間	2,950	2,950	3,700
大会議室	通常期間	1,600	1,600	2,100
	冷暖房期間	2,100	2,100	2,600
第一中会議室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
第二中会議室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
学習室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
講義室(1)	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
講義室(2)	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
視聴覚室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900

料理実習室	通常期間	1,600	1,600	2,100
	冷暖房期間	1,850	1,850	2,350

11 鼎公民館

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料					
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
		午前 8 時 30 分 から 正 午 までの間	午後 1 時から 午後 5 時 までの間	午後 6 時から 午後 10 時 までの間	午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 までの間	午後 1 時から 午後 10 時 までの間	午前 8 時 30 分 から 午後 10 時 までの間
展示室	通常期間	円 850	円 1,300	円 1,800	円 2,150	円 3,050	円 3,800
	冷暖房期間	1,105	1,700	2,350	2,800	4,000	5,000
学習室(1)	通常期間	700	1,050	1,500	1,750	2,450	3,150
	冷暖房期間	910	1,365	1,950	2,300	3,200	4,150
学習室(2)	通常期間	700	1,050	1,500	1,750	2,450	3,150
	冷暖房期間	910	1,365	1,950	2,300	3,200	4,150
講義室	通常期間	1,100	1,650	2,350	2,800	4,000	5,000
	冷暖房期間	1,450	2,150	3,100	3,700	5,200	6,500
和室(1)	通常期間	850	1,250	1,800	2,100	3,000	3,750
	冷暖房期間	1,105	1,650	2,350	2,750	3,900	4,900
和室(2)	通常期間	850	1,250	1,800	2,100	3,000	3,750
	冷暖房期間	1,105	1,650	2,350	2,750	3,900	4,900
大会議室	通常期間	2,600	4,000	5,600	6,650	9,350	11,500
	冷暖房期間	3,400	5,200	7,300	8,650	12,100	15,000
料理実習室	通常期間	1,750	2,650	3,800	4,500	6,350	7,950
	冷暖房期間	2,300	3,500	5,000	5,850	8,300	10,300
図書室	通常期間	800	1,200	1,750	2,050	2,850	3,650
	冷暖房期間	1,050	1,500	2,300	2,700	3,750	4,800
児童室	通常期間	200	300	450	550	750	950
	冷暖房期間	260	390	585	715	975	1,250

12 上郷公民館

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料		
		午前	午後	夜間
		午前 8 時 30 分 から 正 午 までの間	午後 1 時から 午後 5 時 までの間	午後 6 時から 午後 10 時 までの間
101和室		円	円	円
	通常期間	1,100	1,100	1,500
	冷暖房期間	1,450	1,450	1,850
102会議室	通常期間	800	800	1,050

	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
103実習室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
104調理実習室	通常期間	1,600	1,600	2,100
	冷暖房期間	1,850	1,850	2,350
201講堂	通常期間	1,600	1,600	2,100
	冷暖房期間	2,100	2,100	2,600
202中会議室	通常期間	1,100	1,100	1,500
	冷暖房期間	1,450	1,450	1,850
203小会議室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
204小会議室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
205音楽室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
206音楽室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
207楽屋	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900

13 上村公民館

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料		
		午前	午後	夜間
		午前 8 時 30 分 から正午まで の間	午後 1 時から 午後 5 時まで の間	午後 6 時から午 後10時までの間
会議室 1	通常期間	円 550	円 550	円 750
	冷暖房期間	700	700	900
会議室 2	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
大会議室	通常期間	1,100	1,100	1,500
	冷暖房期間	1,450	1,450	1,850

14 飯田市公民館

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料				
		午前	午後	夜間	昼夜	全日
		午前 8 時 30 分 から 正 午 まで の間	午後 1 時 から午後 5 時まで の間	午後 6 時 から午後 10 時まで の間	午後 1 時 から午後 10 時まで の間	午前 8 時 30 分 から 午後 10 時 までの間
料理教室	通常期間	円 1,900	円 2,950	円 4,200	円 6,950	円 8,700

	冷暖房期間	2,500	3,800	5,450	9,050	11,300
児童室	通常期間	700	1,100	1,550	2,550	3,250
	冷暖房期間	910	1,450	2,050	3,350	4,250
第一講義室	通常期間	1,000	1,550	2,200	3,700	4,650
	冷暖房期間	1,300	2,050	2,900	4,850	6,050
第二講義室	通常期間	900	1,350	1,950	3,300	4,150
	冷暖房期間	1,170	1,755	2,550	4,300	5,400
第三講義室	通常期間	600	950	1,350	2,200	2,750
	冷暖房期間	780	1,250	1,755	2,900	3,600
和室会議室	通常期間	1,450	2,150	3,150	5,200	6,500
	冷暖房期間	1,900	2,800	4,150	6,750	8,450
図書室	通常期間	700	1,100	1,550	2,550	3,250
	冷暖房期間	910	1,450	2,050	3,350	4,250
研修室	通常期間	1,000	1,550	2,200	3,700	4,650
	冷暖房期間	1,300	2,050	2,900	4,850	6,050
第一視聴覚室	通常期間	900	1,350	1,950	3,300	4,150
	冷暖房期間	1,170	1,755	2,550	4,300	5,400
第二視聴覚室	通常期間	600	950	1,350	2,200	2,750
	冷暖房期間	780	1,250	1,755	2,900	3,600

別表第2（第16条関係）

公民館備品等使用料

1 照明関係

名称	単位	使用料
ボーダーライト	1 式	円 1,100
スポットライト	1 台	150
シーリングライト	1 台	150
ホリゾンライト	1 式	1,100

2 視聴覚関係

名称	単位	使用料
大会議室拡声装置	1 式	円 1,600
拡声装置（マイクアンプ）	1 台	800
テレビ	1 台	250
ビデオレコーダー	1 台	250
オーバーヘッドプロジェクター	1 台	800
スライドプロジェクター	1 台	800
ビデオプロジェクター	1 台	1,600
ラジオカセットデッキ	1 台	250
映写機	1 台	1,600
映写幕	1 枚	1,050

移動式スクリーン	1 台	250
----------	-----	-----

3 楽器関係

名称	単位	使用料
グランドピアノ	1 台	円 2,100
アップライトピアノ	1 台	1,050

4 その他

名称	単位	使用料
展示用掲示板	1 台	円 100
ストーブ（大）	1 台	1,050
ストーブ（小）	1 台	300
陶芸窯（素焼き用）	1 回	1,850
陶芸窯（本焼き用）	1 回	3,650
定格出力1キロワット未満の電気器具を持ち込んで使用する時	1 台	150
定格出力1キロワット以上の電気器具を持ち込んで使用する時	1 台	300

○飯田市文化センター条例

昭和51年10月 2 日

条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、飯田市文化センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の文化活動の向上と充実を図ることを目的として、市民の生活文化の振興に資するための場を提供するため、飯田市文化センター（以下「文化センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飯田市教育文化センター	飯田市吾妻町139番地
飯田市鼎文化センター	飯田市鼎中平1339番地 5

(開館時間及び休館日)

第3条の2 文化センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 開館時間 午前8時30分から午後10時まで。ただし、飯田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。
- (2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用の申請及び許可)

第4条 文化センターを使用しようとする者は、教育委員会が規則で定めるところにより申請をし、許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合で次のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 公益を害すると認めたとき。
- (2) 使用の主たる目的が、営利を目的とした物品等の販売であるとき。
- (3) 建物又は附属物をき損するおそれがあると認めたとき。
- (4) 文化センターの維持管理上不適當と認めたとき。

3 教育委員会は、使用許可に、条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、使用許可をした場合で次のいずれかに該当するときは、当該使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき又はそのおそれがあると認めたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 文化センターの維持管理上不適當と認めたとき。

(会議室等の使用料の納付)

第6条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長が発行する納付書により、会議室その他の施設の使用料（以下「会議室等の使用料」という。）を納付しなければならない。

2 前項の規定による納付は、使用許可を受ける際に行わなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(会議室等の使用料の納付を要さない場合)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、使用者が飯田市又は第14条第2項の規定により登録を受けた者である場合は、会議室等の使用料（ホール（舞台を含む。以下次条第1項において同じ。）を使用する場合における冷暖房使用料を除く。）の納付を要さない。

（会議室等の使用料の額）

第8条 会議室等の使用料の額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) ホールを使用する場合 次に掲げるときに依り、それぞれに定める使用料

ア 使用日が、月曜日から金曜日まで（以下「平日」という。）のいずれかであるとき。 次の（ア）又は（イ）に定める使用料

（ア） 通常期間（4月1日から6月30日まで又は9月1日から10月31日までの間をいう。

以下同じ。）に属するとき。 別表第1の1又は2に掲げる平日の通常期間の使用料

（イ） 冷暖房期間（7月1日から8月31日まで又は11月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。）に属するとき。 別表第1の1又は2に掲げる平日の通常期間の使用料及び冷暖房使用料

イ 使用日が、土曜日であるとき。 次の（ア）又は（イ）に定める使用料

（ア） 通常期間に属するとき。 別表第1の1又は2に掲げる土曜日の通常期間の使用料

（イ） 冷暖房期間に属するとき。 別表第1の1又は2に掲げる土曜日の通常期間の使用料及び冷暖房使用料

ウ 使用日が、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）であるとき。 次の（ア）又は（イ）に定める使用料

（ア） 通常期間に属するとき。 別表第1の1又は2に掲げる日曜日又は休日の通常期間の使用料

（イ） 冷暖房期間に属するとき。 別表第1の1又は2に掲げる日曜日又は休日の通常期間の使用料及び冷暖房使用料

エ 前アからウまでの規定にかかわらず、通常期間に冷房設備又は暖房設備を使用する場合 別表第1の1又は2に掲げる通常期間の使用料及び冷暖房使用料

(2) 舞台のみを使用する場合 次に掲げるときに依り、それぞれに定める使用料

ア 使用日が、平日に属するとき。 次の（ア）又は（イ）に定める使用料

（ア） 通常期間に属するとき。 別表第1の1又は2に掲げる平日の通常期間の使用料

（イ） 冷房設備又は暖房設備を使用するとき。 別表第1の1又は2に掲げる平日の通常期間の使用料及び冷暖房使用料

イ 使用日が、土曜日に属するとき。 次の（ア）又は（イ）に定める使用料

（ア） 通常期間に属するとき。 別表第1の1又は2に掲げる土曜日の通常期間の使用料

（イ） 冷房設備又は暖房設備を使用するとき。 別表第1の1又は2に掲げる土曜日の通常期間の使用料及び冷暖房使用料

ウ 使用日が、日曜日又は休日に属するとき。 次の（ア）又は（イ）に定める使用料

（ア） 通常期間に属するとき。 別表第1の1又は2に掲げる日曜日又は休日の通常期間の使用料

（イ） 冷房設備又は暖房設備を使用するとき。 別表第1の1又は2に掲げる日曜日又は休日の通常期間の使用料及び冷暖房使用料

(3) ホール以外の会議室等を使用する場合 次に掲げるときに依り、それぞれに定める使用料

ア 使用日が、通常期間に属するとき。 別表第1の3又は4に掲げる通常期間の使用料

イ 使用日が、冷暖房期間に属するとき。 別表第1の3又は4に掲げる冷暖房期間の使用

料

ウ 前アの規定にかかわらず、通常期間に冷房設備又は暖房設備を使用する場合 別表第 1 の 3 又は 4 に掲げる冷暖房期間の使用料

2 次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める率を前項に定める会議室等の使用料の額に乗じて得た額を、会議室等の使用料の額とする。

(1) 使用者が飯田市の区域に住所を有しない場合 100分の150

(2) 使用者が文化センターを使用して行う事業において入場料を徴収する場合 100分の150

(3) 前 2 号のいずれにも該当する場合 100分の200

(会議室等の使用料の減免)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議室等の使用料を減免することができる。この場合において減免する額は、それぞれ当該各号に定める率を、会議室等の使用料の額に乗じて得た額とする。

(1) 飯田市の区域に住所を有し、かつ、公共的活動を目的とする団体であつて、市長が適当と認めたものが使用する場合 100分の100

(2) 飯田市が共催する場合 100分の100

(3) 飯田市が後援する場合 100分の50

(4) その他市長が適当と認めた場合 市長が定める率

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、市長が規則で定めるところにより申請をしなければならない。

(備品等の使用料の納付)

第10条 使用者は、文化センターの備品を使用する場合又は電気器具の持込みをして文化センターの電力を使用する場合は、市長が発行する納付書により、備品その他の設備の使用料（以下「備品等の使用料」という。）を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が飯田市である場合は、備品等の使用料の納付を要さない。

3 第 1 項の規定による納付は、使用許可を受ける際に、別表第 1 の会議室等の使用料の欄において午前、午後及び夜間として定める時間の区分ごとに行わなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(備品等の使用料の額)

第11条 備品等の使用料の額は、別表第 2 に規定するとおりとする。

(備品等の使用料の減免)

第12条 市長は、特に必要と認めるときは、備品等の使用料の全部又は一部を減免することができる。

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、市長が規則で定めるところにより申請をしなければならない。

(使用料の還付)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された会議室等の使用料又は備品等の使用料（以下この条において「使用料」と総称する。）の額に、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額の使用料を還付するものとする。

(1) 使用者の責めに帰すべき事由によらず文化センターを使用することができなくなった場合で、使用日の前日までにその旨を市長に申し出、かつ、市長の承認を得たとき。 100分の100

(2) 使用者の責めに帰すべき事由により文化センターを使用しなくなった場合で、使用日の 1 月前（ホールのみを使用し、又はホールと併せて他の会議室等を使用する場合にあっては 3

月前)までにその旨を市長に申し出、かつ、市長の承認を得たとき。 100分の80

(3) 使用者の責めに帰すべき事由により文化センターを使用しなくなった場合で、使用日の5日前(ホールのみを使用し、又はホールと併せて他の会議室等を使用する場合にあっては1月前)までにその旨を市長に申し出、かつ、市長の承認を得たとき。 100分の50

(4) その他市長が適当と認めた場合 市長が定める率

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、市長が規則で定めるところにより申請をしなければならない。

(登録)

第14条 飯田市の区域において社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であつて文化センターにおいて当該事業を行うものは、教育委員会が規則で定めるところにより申請し、教育委員会の登録(以下単に「登録」という。)を受けることができる。

2 教育委員会は、前項の申請があつた場合は審査をし、適当と認めたときは、当該申請に係る団体を登録する。

3 前項の審査の基準は、教育委員会が別に定める。

(登録の期間及び変更の届出)

第15条 登録は、期間を付して行う。

2 前項の期間は、登録をした日から当該登録をした日の属する年度が終了する日までとする。

3 登録を受けた団体は、前2項の規定により付された期間内において、登録を受けた事項に関する変更が生じた場合は、教育委員会が規則で定めるところにより届出をし、教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復義務)

第16条 使用者が文化センターの形質を変更し、又は第5条の規定により使用の停止を命ぜられた場合は、教育委員会は、当該使用者に対し、自己の負担により当該文化センターを原状に復するよう命ずることができる。

2 教育委員会は、使用者が前項の規定による原状回復義務を履行しない場合は、当該使用者がなすべき行為を代わって行い、その要した費用を当該使用者から徴収することができる。

(遵守事項)

第17条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2) 所定の場所以外で飲酒しないこと。

(3) 文化センターの使用後は清掃をし、使用した備品は所定の場所へ返却すること。

(4) その他教育委員会が規則で定めること。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、文化センターの管理等に関して必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

別表第 1 (第 8 条関係)

1 飯田市教育文化センターのホール

会議室等の名称		冷暖房区分	会議室等の使用料				
			午前	午後	夜間	昼夜	全日
			8 時 30 分 から 12 時 までの間	13 時 から 17 時 まで の間	18 時 から 22 時 まで の間	13 時 から 22 時 まで の間	8 時 30 分 から 22 時 までの間
ホール (舞台を含む。)	平日	通常期間	円 10,000	円 15,000	円 21,300	円 35,200	円 44,000
		冷暖房使用料	2,950	4,500	6,400	10,550	13,200
	土曜日	通常期間	12,000	18,000	25,600	42,300	52,900
		冷暖房使用料	3,550	5,400	7,650	12,650	15,900
	日曜日 又は休日	通常期間	12,900	19,600	27,800	45,800	57,300
		冷暖房使用料	3,850	5,850	8,350	13,700	17,150
舞台のみ	平日	通常期間	1,950	2,950	4,250	7,000	8,800
		冷暖房使用料	2,950	4,500	6,400	10,550	13,200
	土曜日	通常期間	2,350	3,550	5,100	8,450	10,500
		冷暖房使用料	3,550	5,400	7,650	12,650	15,900
	日曜日 又は休日	通常期間	2,550	3,850	5,550	9,150	11,400
		冷暖房使用料	3,850	5,850	8,350	13,700	17,150

2 飯田市鼎文化センターのホール

会議室等の名称		冷暖房区分	会議室等の使用料					
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
			8 時 30 分 から 12 時 までの間	13 時 から 17 時 まで の間	18 時 から 22 時 まで の間	8 時 30 分 から 17 時 までの間	13 時 から 22 時 まで の間	8 時 30 分 から 22 時 までの間
ホール (舞台を含む。)	平日	通常期間	円 11,100	円 16,800	円 23,900	円 28,000	円 39,300	円 49,200
		冷暖房使用料	3,300	5,050	7,100	8,400	11,750	14,750
	土曜日	通常期間	13,300	20,200	28,600	33,700	47,200	59,100
		冷暖房使用料	4,000	6,050	8,550	10,100	14,150	17,700
	日曜日 又は休日	通常期間	14,500	21,700	30,900	36,400	51,200	64,100
		冷暖房使用料	4,350	6,500	9,300	10,900	15,300	19,150
み 舞台のみ	平日	通常期間	2,200	3,300	4,750	5,550	7,800	9,800
		冷暖房使用料	3,300	5,050	7,100	8,400	11,750	14,750

	土曜日	通常期間	2,650	4,050	5,700	6,700	9,400	11,700
		冷暖房使用料	4,000	6,050	8,550	10,100	14,150	17,700
	日曜日又は休日	通常期間	2,850	4,350	6,150	7,250	10,200	12,700
		冷暖房使用料	4,350	6,500	9,300	10,900	15,300	19,150

3 飯田市教育文化センターのホール以外の会議室等

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料				
		午前	午後	夜間	昼夜	全日
		8時30分から12時までの間	13時から17時までの間	18時から22時までの間	13時から22時までの間	8時30分から22時までの間
楽屋	通常期間	円 1,050	円 1,600	円 2,350	円 3,800	円 4,850
	冷暖房期間	1,365	2,100	3,050	5,000	6,250
展示室1	通常期間	1,000	1,550	2,250	3,700	4,700
	冷暖房期間	1,300	2,050	2,900	4,900	6,050
展示室2	通常期間	900	1,350	1,950	3,300	4,150
	冷暖房期間	1,170	1,755	2,550	4,350	5,400
展示室3	通常期間	600	950	1,350	2,250	2,800
	冷暖房期間	780	1,250	1,755	2,900	3,650
展示室4	通常期間	950	1,450	2,050	3,450	4,350
	冷暖房期間	1,250	1,900	2,700	4,550	5,700
展示解体室	通常期間	700	1,100	1,550	2,600	3,250
	冷暖房期間	910	1,450	2,050	3,350	4,300
浴室	通常期間	1回につき1,300円				

4 飯田市鼎文化センターのホール以外の会議室等

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料					
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
		8時30分から12時までの間	13時から17時までの間	18時から22時までの間	8時30分から17時までの間	13時から22時までの間	8時30分から22時までの間
楽屋A	通常期間	円 250	円 350	円 500	円 600	円 850	円 1,050
	冷暖房期間	325	455	650	780	1,105	1,365
楽屋B	通常期間	200	300	450	500	750	950
	冷暖房期間	260	390	585	650	975	1,250
リハーサル室	通常期間	350	550	750	900	1,300	1,600
	冷暖房期間	455	715	975	1,170	1,700	2,100
音楽室	通常期間	1,700	2,600	3,650	4,350	6,100	7,650
	冷暖房期間	2,250	3,350	4,800	5,700	8,000	10,000

練習室 1	通常期間	450	650	950	1,100	1,550	1,950
	冷暖房期間	585	850	1,250	1,450	2,050	2,550
練習室 2	通常期間	450	650	950	1,100	1,550	1,950
	冷暖房期間	585	850	1,250	1,450	2,050	2,550
休憩室	通常期間	1,650	2,550	3,600	4,250	6,000	7,500
	冷暖房期間	2,150	3,300	4,750	5,550	7,800	9,800
浴室	通常期間	1 回につき 1,300 円					

別表第 2 (第11条関係)

1 飯田市教育文化センター及び飯田市鼎文化センターの備品等の使用料

(1) 舞台設備

名称	単位	使用料
		円
平台	1 台	150
演台	1 台	300
司会者用演台	1 台	150
めくり台	1 台	100
仮設階段	1 台	150
金びょう風	1 双	1,050
緋もうせん	1 枚	300
映写幕	1 式	3,200
音響反射板 (照明を含む。)	1 式	3,550
移動式音響反射板	1 式	1,500

(2) 照明関係

名称	単位	使用料
		円
調光装置	1 式	2,000
フットライト	1 回路	350
アッパーホリゾントライト	1 回路	750
ロアーホリゾントライト	1 回路	700
ボーダーライト	1 回路	400
ストリップライト	1 台	200
スポットライト 500 ワット	1 台	200
スポットライト 1 キロワット	1 台	300
ピンスポットライト	1 台	1,450
会議室用移動スポット 100 ワット	1 台	150
ミラーボール (ライトを除く。)	1 台	500
エフェクトマシン (ライトを除く。)	1 台	500

(3) 音響関係

名称	単位	使用料
		円
ホール用音響装置 (マイク 1 本付き)	1 式	3,050

会議室拡声装置（マイクアンプ）	1 式	800
マイクロホン（コンデンサー）	1 本	650
マイクロホン（ダイナミック）	1 本	300
ホール用ワイヤレスマイクロホン	1 組	1,000
エレベーターマイクロホン	1 式	800
3 点吊マイクロホン	1 式	1,000
携帯用ミキサー	1 台	500
レコードプレイヤー	1 台	500
カセットデッキ	1 台	500
CDプレイヤー	1 台	500
MDプレイヤー	1 台	500
DAT	1 台	500

(4) 楽器関係

名称	単位	使用料
		円
フルコンサートピアノ（椅子 1 脚を含む。）	1 台	5,400
セミコンサートピアノ（椅子 1 脚を含む。）	1 台	3,200
グランドピアノ（椅子 1 脚を含む。）	1 台	2,100
アップライトピアノ（椅子 1 脚を含む。）	1 台	1,050
指揮者台（譜面台を含む。）	1 台	250
譜面台	1 面	50
ピアノ椅子	1 脚	100
コントラバス椅子	1 脚	100
楽員椅子	1 脚	50

(5) その他

名称	単位	使用料
		円
映写機 キセノン	1 式	3,200
映写機 ハロゲン	1 台	1,600
オーバーヘッドプロジェクター	1 台	800
スライドプロジェクター	1 台	800
ビデオプロジェクター	1 台	1,600
デスクトッププレゼンター	1 台	800
テレビ	1 台	250
ビデオレコーダー	1 台	250
ラジオカセットデッキ	1 台	250
移動式スクリーン	1 台	250
自在鍵	10本	300
展示用掲示板	1 枚	100
ストーブ（大）	1 台	1,050
ストーブ（小）	1 台	300

定格出力 1 キロワット未満の電気器具を持ち込んで使用する時	1 台	150
定格出力 1 キロワット以上の電気器具を持ち込んで使用する時	1 台	300

(仮称) 飯田駅前プラザ整備事業支援 並びに
公共空間(創発エリア)の整備及び運営について (案)



目次

はじめに P 2

1 整備の目的 P4

2 整備事業の概要 P5

3 公共空間（創発エリア）の考え方 P6

4 公共空間（創発エリア）に導入予定の機能 P8

5 公共空間（創発エリア）のレイアウトと機能のイメージ P12

6 交流と創発を生み出す仕掛け P18

7 今後のスケジュール P24

はじめに

2018（平成 30）年 9 月、JR 飯田駅前にあった大型商業施設「ピアゴ飯田駅前店（以下、「旧ピアゴ」という。）」が閉店しました。地域住民の生活を支える買い物機能、JR 飯田駅前のにぎわいの拠点を失ったことに対し、市民の皆さんから後利用についての要望や期待の声が多く上げられました。

こうした中、2019（令和元）年 11 月、市内の建設業者である吉川建設株式会社により、旧ピアゴの土地・建物が取得されました。取得時の記者会見において吉川建設株式会社から、「本社機能の集約に加え、駅前空間に大規模施設が閉ざされたままになっていることへの危機感から、市に対して地域から要望のあった買い物のできる店舗や学生の憩いの場の設置に応えたいことなどといった地域貢献の視点で施設を整備・活用したい」との意向が示されました。

一方、飯田市では、中心市街地唯一の駅前大型商業施設が閉店したことによって商業機能が低下し、来街者も減少した JR 飯田駅前の活力を取り戻すため、吉川建設株式会社と連携して賑わいの拠点づくりについての検討を進めることとしました。

また、飯田市公民館については、2015（平成 27）年度から公共施設マネジメントにおいて、優先的に検討する施設として検討を続けてきました。この結果、「市民の安全を確保すること」、「リニア開通後を見据えた必要最小限のコスト」を前提とし、次の理由から、客席型ホールを除く飯田市公民館機能を（仮称）飯田駅前プラザへの移転し、市民の多様なまちづくりの機能を併設することにより、学習から実践に繋げるまちづくりの新たな拠点として検討することとしました。

- ① JR 飯田駅前は、誰もが利用しやすい電車、バスなどの地域公共交通の結節点であること
- ② 飯田駅周辺は中心拠点（中心市街地）のゲートウェイ（玄関口）であること
- ③ 現在の飯田市公民館の建物をそのまま使いつづけることは耐震補強工事、維持管理費などに相当な費用がかかること
- ④ 中心市街地にある、会議場、宿泊施設、飲食店、公共機関等の既存ストックを活用した「まちなか MICE※1」の形成が期待でき、いいだ人形劇フェスタ、飯田丘のまちフェスティバル等の市民の文化活動が発信できるステージがあること

更に、飯田市では、ムトスを合言葉に、愛する地域を思い自分からできることをやってみようという自発的な意志や意欲とそれに基づく具体的な行動による様々なムトス飯田事業、若者をターゲットにした助成事業等、ムトス※2 の精神を後世に伝えていく事業による地域づくりが行われてきていることを踏まえ、（仮称）飯田駅前プラザ内に設置する公共空間に、ムトスの

精神で取り組む活動を支援する拠点としても整備・運営することとしました。

こうしたことから、(仮称) 飯田駅前プラザに入居する公共空間を「交流が学びを促進し、学びが交流を促進し、新たな価値を創発する場所 (創発※3 エリア)」とし、具体的な検討を進めてきました。

※1 MICE(マイス)

企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。企業・産業活動や研究・学会活動等と連携している場合が多いため、一般的な観光とは性格を異にする部分が多く、観光振興という文脈でのみ捉えるのではなく、「人が集まる」という直接的な効果はもちろん、人の集積や交流から派生する付加価値や大局的な意義についての認識を高める必要がある。

※2 ムトス

「ムトス」とは、「まさに～しようとする」という意思を表す言葉(「～せむ(ん) とす」)を引用したもので、行動への意思や意欲を表しています。昭和 57 年 3 月に飯田市が掲げた「10 万人都市構想」で理想とする都市像の実現に向けての行動理念、合言葉としてこの言葉を使用し、以来、地域づくりの合言葉としてこの言葉を使用しています。

※3 創発

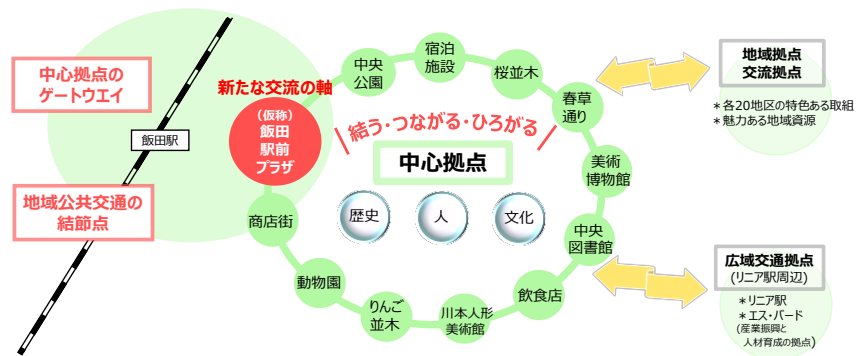
予測や計画、意図を超えたイノベーションが誘発されること。人や団体等の経験や能力、活動、発想を組み合わせて創造的な成果に結びつける取組。

1 整備の目的

中心市街地においては「中心性・求心性・魅力」を活かし、ヒトやモノが集まる活気あるまちを目指し、まちづくりの精神であるりんご並木にて開催される歩行者天国イベントをはじめ、周辺にある動物園・博物館・飯田城跡などの歴史・文化の集積を核とし、近接する桜並木や春草通りなど様々な取組みが、多様な主体が連携し官民連携の活用の中でのなされてきています。

リニア中央新幹線の開通を見据え、中心拠点としての中心市街地の魅力づくりを更に連携し広げていくことが必要であり、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することは、中心市街地のみならず、飯田市およびその周辺の地域の発展にとって、有効かつ適切であると考えため、「公民館機能」「賑わい交流機能」「商業施設」を導入した新施設を整備することにより、都市機能の集積の促進を図り、賑わいの再生に取り組みます。

また、地域公共交通の結節点であり中心拠点のゲートウェイである JR 飯田駅前エリアに、「新たな交流の軸」と位置づけ、人々が出会い、人々が交流する丘のまちの居場所機能を強化することで、まち全体に波及する相乗効果を以下のとおり目指します。



【新たな交流の軸からまち全体に波及する相乗効果】

- ◆まちの回遊性を促進し、既存ストックを活用・強化・進化させ中心拠点の魅力を磨き上げ賑わいを創出します。
- ◆まちなか MICE 機能を充実させ、域内外の人々がつながり、交流できる拠点とします。
- ◆多様な価値観を持った人々の交流や気づき、学びから新たな価値を創発し、この創発を通じて地域の将来を担う人材を確保し育成します。特に、高校生が立ち寄りやすい立地を活かし、高校生が自発的、主体的に活動する中で、地域の将来を担う人材として育成していきます。
- ◆新たな価値の創発に必要なあらゆる情報の集約と活動を戦略的に発信できる、地域の魅力の情報発信の拠点とし、交流人口や関係人口の創出・拡大につなげていきます。

2 整備事業の概要

(1) (仮称) 飯田駅前プラザの施設概要

飯田駅前プラザ株式会社の建物の各階に商業施設、公共空間、オフィス(吉川建設(株)、生命保険会社、学習塾、警備会社)が入居し、それぞれの機能を担うとともに、連携による相乗効果を期待します。なお、この施設全体を現段階では「(仮称) 飯田駅前プラザ」と称することとします。

飯田市は、(仮称) 飯田駅前プラザ整備における事業支援として、第3期飯田市中心市街地活性化基本計画「旧ピアゴ他駅周辺低・未利用地活用整備事業」に位置付け、国の補助制度（社会資本整備総合交付金）を活用しながら、整備・運営主体となる飯田駅前プラザ株式会社の事業支援を行い、都市機能の集積の促進を図ります。

◆計画地：飯田市東和町2丁目35番地

◆面積：約0.4ha

◆延べ床面積：約12,900㎡

◆構造規模：RC造地上5階、地下1階建て

◆工事種別：リノベーション

◆事業主体：飯田駅前プラザ株式会社

◆事業費：全体事業費1,075百万円

[補助対象事業費582百万円 / 補助金額388百万円（国・市各194百万円）]

◆駐車場：(仮称) 飯田駅前プラザ地下駐車場 50台

◆駐輪場：(仮称) 飯田駅前プラザ西側駐輪場 20台

(2) 公共空間(創発エリア)の施設概要

飯田駅前プラザ株式会社が所有する建物の2・3階を賃借し、飯田市公民館機能、図書館機能、平和学習機能、小中学生の学習支援機能、次世代学習交流支援機能、女性活躍応援機能、多文化共生推進機能、内外の連携・交流推進機能等を導入します。

こうした多種多様な機能を活かし、若者をはじめ、性別、年齢、国籍を問わず市民の皆さんが取り組むムトスの理念に基づいた活動を支援するムトス飯田推進事業の機能を備えます。

3 公共空間（創発エリア）の考え方

(1) 考え方

- 交流と共感が学びとなり、挑戦を生み、新たな価値を創発

「みつける」「つながる」「育てる・共感する」「実現する」をキーワードに市民の皆さんとともに新たな価値が創造できる場として施設整備を進め、（仮称）飯田駅前プラザ全体が一体となって最大限の効果を発揮し、様々な交流が相互に連携し合いシナジー（相乗効果）を生み出す施設を目指します。

(2) コンセプト

「ヒト」「モノ」「コト」が集まる創発の場

(3) 方針

- 公共交通の結節点である JR 飯田駅前の好立地を生かし、利便性がよく、多くの人々が利用したくなる施設
- 学習・交流・多文化共生・ムトスまちづくりなどの活動を支援する行政機能を複合化し、導入する各機能の相乗効果が発揮できる施設
- 飯田市の魅力の向上と、多様な価値観を持つ人々がつながり、交流を実感できる施設
- ムトスの精神を活かし、内外の人々の力や知見やアイデアを結び、新しい価値の創造にチャレンジできる施設

(4) 目指す姿

- 内外の知見、アイデアを結び、新しい価値の創発へチャレンジする。
- 学習、交流活動の支援、情報集約、情報発信機能を充実する。
- 地域の未来を担う人材を発掘、育成する。
- 年齢性別等を問わず、誰もが一人でも仲間でも気軽に立ち寄れる場所にする。
- 高校生や若者が、やりたいことや悩みを気軽に相談できる。
- 外国人住民と共に「小さな世界都市」にふさわしい未来を創る。
- 障がいの有無等に関わらず、表現活動や社会参画ができる。
- JR 飯田駅前を起点に、まちを歩き、巡りたくなるきっかけをつくる。
- 中心拠点にとどまらず、飯田市全体、20 地区の地域づくりにも活動をもたらす交流を促進する。

これは、長年、飯田市が地域づくりの合言葉としてきた「ムトス」による、多様な主体の協働による地域づくりにもつながります。

(5)複合的な機能を有機的に結び付け、活用するためのスタッフ体制

次章に掲げた、導入予定の機能が有機的につながり、また、市民・事業者・行政が協力して創発を誘導するために、常駐する市職員と（仮称）創発コーディネーターが一体となって、来訪者の相談に耳を傾け、適切な情報提供を行うとともに、フリースペースやシェアスペースに集まる人たちの中で、何かにチャレンジしてみたい人たちを見つけるために、積極的にコミュニケーションを図り、多様な活動を応援します。

なお、行政においては市の機構改革を踏まえ、常駐職員以外も必要な部署は積極的に駐在し、公民館部署との日常的な連携を図り、市民の創発を支援する体制としていきます。

4 公共空間(創発エリア)に導入予定の機能

(1) 飯田市民館機能

地区公民館相互の連絡調整を図る機関としての役割を担いつつ、全市を対象とした公民館事業、今日的課題や新たな課題にアプローチするモデル事業を実施します。地域の諸団体と連携協力を図りつつ、住民の自由で主体的な学習活動の支援を通して地域づくりを担う人材を育む役割を果たします。

地域づくりにおける重要な課題として、次世代の育成、ふるさと意識の醸成・ムトス活動の活性化などがあります。このような状況の中で、公民館がこれから充実させていきたい取組として、高校生や青年層に対して地域に関わる学習活動や社会参画意識を促す学習交流活動があります。

地域公共交通の結節点に立地する(仮称)飯田駅前プラザは、青少年、高齢者、外国人など交通弱者の利便性が向上します。その立地を生かし、(仮称)創発コーディネーターを配置して、主に若者が地域とつながるきっかけや、何か新しいことにチャレンジする気持ちを応援する取り組みにつなげます。また、特にムトス活動を支援する行政機能が同居することで、学習から実践活動までを応援できる体制が整います。

さらに、一つのフロアが広く開放的なスペースを活かし利用者や各団体のお互いの活動が見えて新たな交流が生まれる支援を行っていきます。

(2) 図書館機能

高校生や若い世代が気軽に本に親しみ、本や情報の提供を通して学習交流活動の支援が得られる場として、中央図書館のサテライト機能を設置します。

中央図書館と図書館システムを結び、図書館の基本機能である貸出・返却・予約等のサービスの提供を行います。図書の所蔵数は約 8,000 冊を予定し、気楽に楽しめる本や、若い世代の興味や関心が広がり、将来の夢を見つけたり、地域の活動に繋がったり、中学・高校を通じた学校教育の新たな柱にもなる探究学習に役立つ本などを、テーマに沿って配置します。中央図書館を始め南信州図書館ネットワーク参加図書館の蔵書を取り寄せて借りることもできます。

2 階・3 階の各スペースやイベント・企画に合わせた本を会場の近くに配置し、多くの人に本を手にとってもらうことで、学びが深まることや、他のスペースに来た人が新たな発見をすることができる複合施設としての効果も想定しています。

(3) 平和学習機能

非核平和都市宣言を標榜する飯田市として、この地域の戦争に関わる歴史的資料を残し、戦争経験を風化することなく後世へ語り継ぐとともに、資料展示や講座実施等の学習活動を展開することで、平和・人権に関心を持ち、よりよい社会をつくる次世代の人材育成をめざします。

資料展示の充実と市民の手による平和・人権学習の機能を備え、学校教育と社会教育、さらには、多文化共生の取組との連携により、多くの市民や子どもたちが平和に触れる拠点としていきます。特に、次世代を担う小中学生や高校生へ平和の尊さを伝え、飯田市の平和・人権学習を一層推進していきます。

(4) 学習支援機能

学校になじめず、学習等に不安を抱えている児童生徒を支援するため、個に寄り添った学習活動や自立活動を民間の支援組織とも連携して支援する機能や、安心できる居場所の提供など、多様で選択的機能を導入します。また、中学卒業後の世代の継続支援も視野に入れた取組を進めます。

不登校児童生徒が在籍する学校や、不登校児童を支援している民間施設等とも連携しながら、駅前プラザに導入される図書館機能や公民館機能ともつながることで、学習や自立支援機能の効果を高めます。

(5) 次世代学習交流支援機能

(仮称) 創発コーディネーターを配置し、高校生や青年を地域や団体、企業、人との結び付けを行います。

高校生たちの主体性、自律を育むべく、高校生たち自らがルールを定め、管理、運営できる仕組みが可能か検討を行います。また、当地域出身の大学生や、当地域を訪れた大学生や大学教授等が、「ヒト」「モノ」「コト」に関する情報を得られる機会を提供します。

高校の垣根を超えた部活動をイメージし、プラザに集まった高校生が一緒になって叶えてみたいまちづくりの作戦会議の場、実現の場となるよう、コーディネーターや職員が支援します。

学輪 IIDA やインターンシップ、フィールドスタディで訪れた大学生・教授等との交流の場、ネットを通じてつながれる場とし、飯田に居ながらにして探求的な学びができるようにハード・ソフトの両面を整備し支援します。

飯田を訪れる大学生や研究者の気軽な居場所となり、各々の学びや、そこに集う多様な主

体との共同の学びが深まる場としていきます。

(6) 女性活躍応援機能

何かをしたいという思いはあるがどうしたら良いか躊躇している女性、あるいは、自身のライフプラン・キャリアプランをどう描こうか考えている女性などが、気軽に相談できる場とします。

具体的には、(仮称)創発コーディネーターが、来訪者の話を丁寧に聴き取り状況を把握したうえで、その人の望むもの、あるいは何をを目指しているのかを確認し、キャリアアップであったり、再就職、あるいは地域活動など、必要とする分野につなげます。

(7) 多文化共生推進機能

公共交通の結節点に立地する(仮称)飯田駅前プラザは、外国人住民の皆さんにとっても、気軽にアクセスしやすい場所です。そこで、外国人住民の皆さんが日常的に集まり、多様な市民と交流し協働的な活動が生まれる場づくりを進めていきます。

また、飯田国際交流推進協会が常駐し、市と連携して、高校生をはじめ若者からお年寄りまで、外国人住民の皆さんと気軽に、日常的に交流ができる様々な事業を行うことで、国際交流や国際理解を進め、地域の多文化共生社会づくりを推進する拠点にします。

(8) 市民のムトスまちづくり活動の交流・支援機能

市民活動組織で活動する市民と、高校生や外国人住民、飯田市公民館の利用者等を含む多様な市民が交流するなかで新たな活動が生まれます。また、既存の市民活動組織が抱える課題の相談支援を充実させたりすることで、活動の継続や活性化のきっかけをつかめるような機能を高め、市民のムトスまちづくり活動のさらなる推進を図ります。

さらに、飯田市公民館の学習支援機能と、市民のムトスまちづくり活動への支援機能が同居することで、地域課題や地域づくりをテーマにした学習活動から、より実践的な市民のムトスまちづくり活動までをトータルで応援できる機能が高まります。

(9) 内外の連携・交流推進機能

この地域に興味関心を抱き毎年学びに訪れる多くの大学生や研究者等が交流を通して地域内の様々な主体と関わりながらともに学習や研究を深めていくための環境を整えます。これにより、地域外にある専門的知見や最先端の情報、イノベーションを生み出すための発想などが市民とより広がり・深みをもって結びつき、地域社会の課題解決に向けた取組や次代

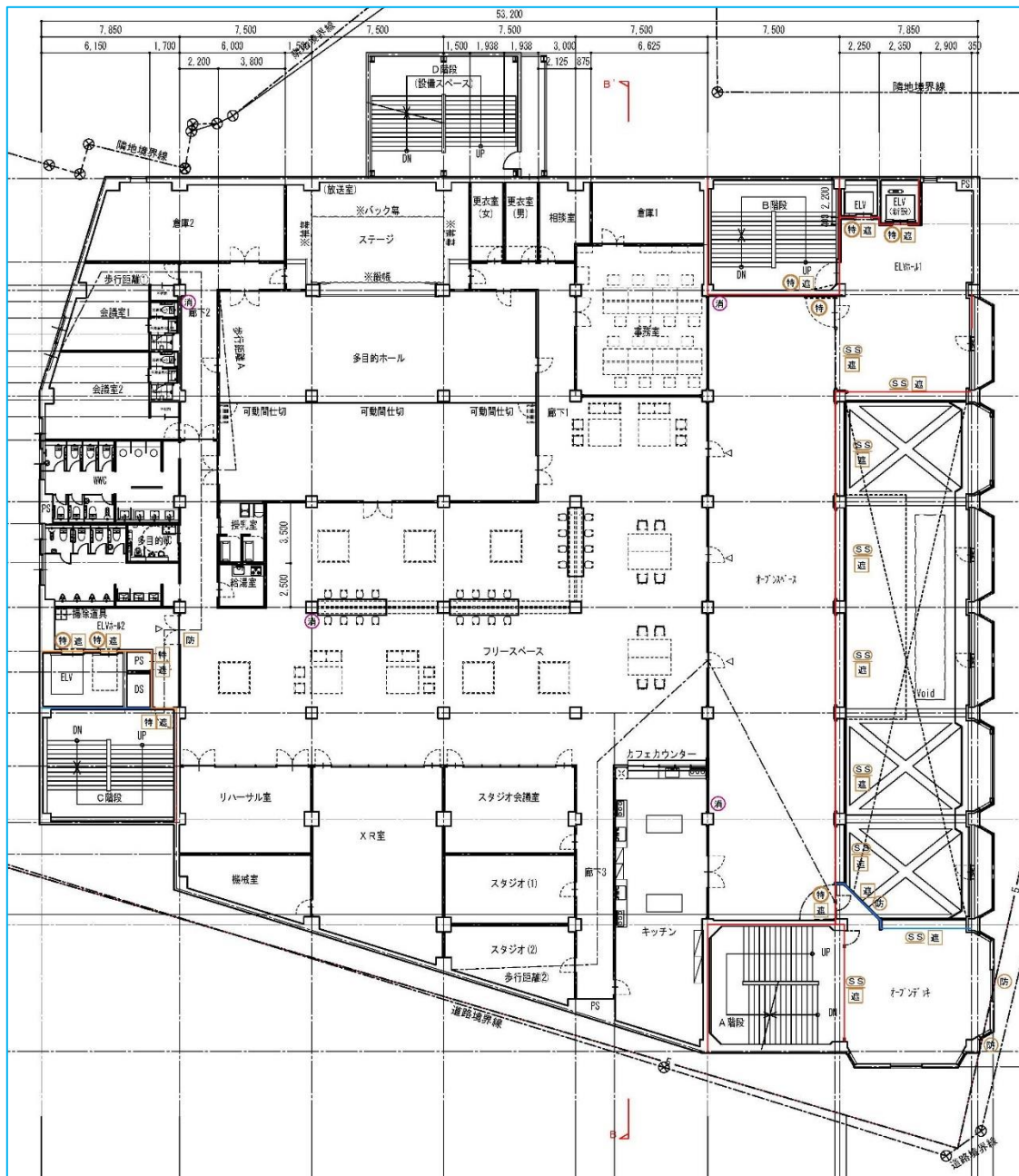
を担う人材育成につなげていきます。

公共交通の結節点に立地する（仮称）飯田駅前プラザは、多くの飯田市民はもちろん、観光客等の飯田下伊那に來訪された方など、多くの皆さんが気軽に立ち寄ることができる場所だと考え、日常的に飯田の文化やイメージを発信する場、まちへの回遊を促す XR 技術を活用した拠点機能を整備します。ここでの飯田の文化などデジタルを活用した類似体験を通じて地域の交流機能が促進され、関係人口の創出・拡大へつながっていくことが期待されます。スタジオや XR 等の情報配信に必要な設備は、当地域の文化や資源等に可能性を感じている方が、ファン化していくための「関わりしろ（余白）」として必要なツールであり、楽しみで結びつく志縁組織と地縁組織を結びつけ、協働体験を通じて、地域の新たな主体形成につなげていきます。

（10）その他の機能

（1）～（9）の常駐機能に加え、まちなかの賑わいを創出する中心市街地活性化機能、飯田の魅力発信につながるブランド構築や戦略的な情報発信機能 等、今後、創発につながる可能性のあると考えられる機能についても、常駐以外の方法で導入していく予定です。

●交流と創発の機能を配した2階レイアウト



(1) フリースペース

学校帰りに、仕事帰りに、商業店舗への買い物もしながら誰もが気軽に立ち寄れる場所です。ふと立ち寄った人や、目的を持った人たちが集い、コミュニケーションできる賑やかな居場所として整備します。

色々な人たちが集まるフリースペースに何度も訪れる中で、自分と同じ興味を持つ人との出会いから、一緒になって自分のやってみたいことを見つけ、チャレンジし、形にしてい

場所にもなります。自分のやってみたいことや想いを同じにする人との出会いを（仮称）創発コーディネーターなどの市民スタッフや市職員が後押しします。

また、絵画や陶芸、書道等のサークル団体、障がい者団体の皆さんが、自分の作品を発表できる展示コーナーも設置します。さらに、例えば人形劇フェスタ期間中には、多目的ホールとの連動で、人形劇に関する様々なイベントや出展をする等、一定の条件が整えば、フリースペース全体あるいは部分的に、占有したかたちで利用することもできます。

(2) 多目的ホール／楽屋 A・B【貸館対象】

講演会やセミナーはもちろん、市民の皆さんの文化活動（ピアノ発表、演劇、ダンス等）を気軽に発表できる平土間のホールです。（100 人程度の収容規模）

また、ホールの椅子はパイプ椅子で可動が可能なためパーティションで区切って、会議室としても利用できます。楽屋は、会議室としても利用できます。

(3) 調理室（キッチンスタジオ）【貸館対象】

調理室機能に加え、地元の郷土料理である五平餅・おたぐりをはじめ、地元の新鮮な野菜、精肉など豊富な食材を活用し調理する場面などを発信できるスタジオとしての機能を整えます。また、外国人住民の皆さんが母国の料理教室を開いて、日本人住民の皆さんと一緒に料理を作りながら互いの文化を知り合い、コミュニケーションを取ることや、シェフを招聘し地元の食材で料理を提案いただくこと、商業施設とタイアップした料理教室を開催するなど食文化を通じて交流の場を提供します。

(4) 談話室（スタジオ会議室）【貸館対象】

リビング風の雰囲気、創発に必要なクリエイティブな発想が出てくるような会議をしたり、YouTube 等を利用し、地域内外へ飯田を広く情報発信するスタジオとしても活用できるよう発信機能を整えます。

(5) 音楽練習室 A・B【貸館対象】

少人数での音楽練習ができる場所です。自分だけで練習したい、吹奏楽の同じ楽器を演奏する人だけで個別に練習したい、といった利用に最適です。

(6) XR 室※

デジタル技術で年間を通じ「まち」を丸ごと楽しめるコンテンツの拠点となります。

5G(第5世代移動通信システム)を活用し、XRの技術を用いながら、DX(ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること)することで、市民の発信拠点の場として日常生活の中でも気軽に楽しんでいる場所です。

誰もがデジタルを体験しながら、ワクワクできる事業展開を予定しています。また、来訪者が日常的に情報検索できるようフリーパソコンを設置します。

※XR(エクスアール) 「VR(仮想現実)」「AR(拡張現実)」「MR(複合現実)」等の総称。

(7) リハーサル室【貸館対象】

リハーサル室は、壁の一面が鏡張りの部屋となっており、様々な演技の練習、リハーサルに利用することができます。ダンスや芝居のリハーサルはもちろん、ヨガや健康教室など多様な芸術活動の練習の場としてご利用いただけます。

Architectural floor plan of the 2nd floor (2F) of a building. The plan shows a central 'シェアスペース' (Share Space) with various seating and work areas. Surrounding this are several meeting rooms (会議室1-4), a library (図書館), a study room (学習支援室), and a storage room (保管庫). There are also restrooms (男女別), a kitchen (調理室), and a reception area (受付). The plan includes dimensions, room names in Japanese, and symbols for stairs (UP/DN) and elevators (ELV).

2階のフリースペースで見つけた自分のやってみたいことについて、真剣に考え、形にしていく「集中」スペースです。仲間とともにやってみたいことを計画したりする話し合いの場所です。

— 15 —

導の場のような、学びの要素が高い利用も想定しています。

(2) 大会議室 A・B・C・D【貸館対象】

会議やサークル活動で、目的をもって活動する人や団体が利用できる会議室です。パーティションで最大4区画まで作ることができます。

(3) 図書館

シェアスペースとオープンにつながる、本との気軽な出会いの場です。シェアスペースでゆっくり本を楽しんだり、友達同士で本を眺めたりできます。また、事前に予約した楽譜集を借りて2階のスタジオで演奏するなど、他のスペースの活動と連動した使い方もできます。

司書職員がいるときに使える書棚と、いつでも使えるオープン書棚があります。公共空間（創発エリア）利用時間内にはオープン書棚の本はいつでも読むことができ、セルフ貸出機で借りることもできます。職員がいるときに使える書棚には分野別に本を配置し、職員が本を探すお手伝いをします。何か活動を行いたいとき参考になる本の紹介や取り寄せなどのサポートも受けられます。

(4) 平和祈念館

戦争遺品の常設展示を行い、地域の小中学生や高校生が世界平和や人権について学べる場所です。平和資料の展示替え、平和に関する講座を行い、日常的に市民が平和について学べる場所として運営します。

(5) 学習支援室

学校や学級になじめない児童生徒が、学習活動等を行う場です。時には、保護者を含めた相談の場、駅前プラザに導入される図書館機能や公民館機能ともつながる場、そして、不登校児童生徒を支援している民間施設等ともつながり支援する機能を持つ場所として運営します。

(6) 中会議室【貸館対象】

スタンディング式の会議室で、シェアスペースで考えたことを議論する会議室です。また、立ちながらの利用という点から、短時間の打ち合わせでも利用できます。

(7) 和室【貸館対象】

習字や琴、舞踊などで利用できる 20 畳程度の部屋です。会議室や大会議室で開催する研修会等の講師の控室や打ち合わせスペースとしても利用できます。

6 交流と創発を生み出す仕掛け

公民館機能とムトスまちづくり活動の交流・支援機能が有機的に結びつくことで、次のような仕掛けを想定しています。

具体的な活動については、昨年の10月に立ち上げた市民ワーキングと協働により、より具体的な仕組みづくりや交流を生み出す活動を検討し、グラントオープン後から具体的に活動が「日常化」「見える化」するよう進めていきます。

(1) 交流を生み出す仕掛けのイメージ

キーワード	交流内容を生み出す仕掛け(例)
企業連携	○複合施設にテナントとして入居する企業や事業者の皆さんから仕事に対する想いや具体的な仕事の内容についてお話を伺う機会を設ける。 ○各民間企業の取組を紹介する。(産業経済部つなぐ事業との連携)
商業連携	○商品開発した地元商品を販売する。 ○食材を利用したタイアップ料理教室を開催する。 ○商業施設と連携した講座等を開催する。
中心拠点と地区拠点連携	○20 地区の地域づくり拠点である地区公民館とタイアップした事業を展開する。 ○交流拠点（天龍峡や遠山郷）などの魅力を発信する。

(2) 創発を生み出す仕掛けのイメージ

キーワード	創発を生み出す仕掛け(例)	対象(例)
世代間や多文化など交流を通じた学び合い	○地域づくりの実践者や団体と若者との交流から新たな視点や発想が生まれる。 ○地域の文化や自然、歴史等の研究者・実践者と市民が交流することにより、地域資源の多様性や奥深さを知るとともに次世代育成につながる。 ○企業や大学の知見を得ることにより若者に探求心が芽生えるとともに、自身の生き方を考える機会となる。	高齢者、若者、市民
外部の人材や知見との、出会い、交流、学びあい	○飯田を訪れる大学生や研究者が自由に集うたまり場となる。 ○フィールドスタディや調査など、飯田に関する	大学生、研究者、市民

	る学習・研究活動の展開や、報告・発表による情報を発信する。 ○市民乗り入れ型のワークショップやゼミなど、学際性・専門性を活かした、学問のおもしろさに触れる取組を実施する。	
学習交流活動と本をつなぐ	○各フロア、各会議室で行われる学習交流活動へ図書館から情報提供を行い、活動内容を深める。	若者、市民
日常的な国際交流の場の創出	○外国人住民とフリースペースで気軽に交流するなどの日常的な国際交流や多文化理解を深める。	外国人住民、市民
デジタル技術を活用した交流	○YouTube等を使って飯田の文化、イメージを発信し地域内外の人と双方向でつながる。	市民、飯田ファン、観光客
食を通じた関係人口の創出・拡大	キッチンを活用した食文化や地元食材のPRやブランド化を進めたり、1階商業施設で販売する。	市民、若者、飯田ファン
平和の尊さを語り継ぐ	他の目的で訪れた市民や子どもが資料展示や講座に立ち寄ることで、平和や人権に触れる機会を創出する。	子ども、若者、市民
日常的な文化活動の拠点	いいだ人形劇フェスタ、丘フェス、オケ友などイベント時以外でも文化に触れられる仕掛けをつくる。	市民、劇人、演奏者、観光客
女性のキャリアアップ支援	自身のライフプラン・キャリアプランをどう描こうか考えている女性が、(仮称)創発コーディネーターの支援の下、気軽に相談でき、再就職やキャリアアップにつながる。	女性

(3)フリースペース（2階）・シェアスペース（3階）の運営体制

交流や創発活動の中心となる、フリースペースとシェアスペースを活用するための運営チームを設立します。この運営チームは(仮称)創発コーディネーターが中心となり、複数の(仮称)創発サポーターや常駐する市職員とともに、共通の思いを抱く市民や団体をつなげ、その活動を支援します。

また、高校生や若者によるフリースペースとシェアスペース運営チームも設立し、彼らの運営に

対する考えも取り入れながら、高校生や若者が集えるフリースペース、シェアスペースの運営を行っています。

こうした運営チームが、明確に目的をもって来る人ばかりではなく、買い物や学校帰りの時間つぶしに立ち寄る人たちにも、自分たちのやりたいことを見つけて、それにチャレンジしてもらうように誘導し、必要に応じて支援を行う必要があります。

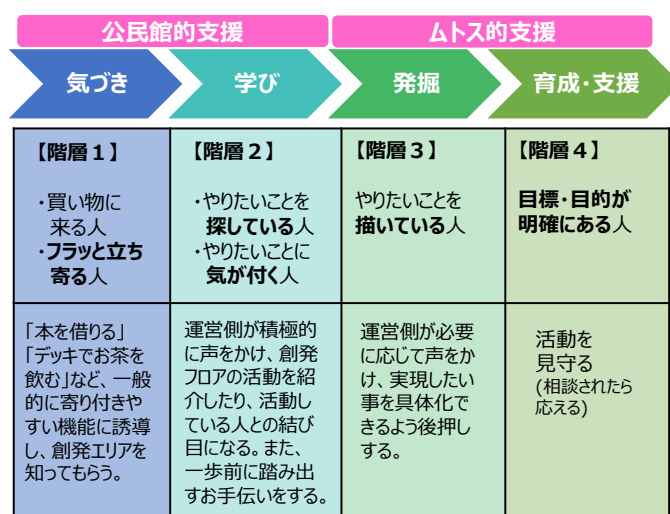
そこで、公民館機能とムトスまちづくり活動の交流・支援機能が連携する創発エリアの特性を生かし、多くの市民が、自分がやりたいことに気づき、それを実現していけるよう、(仮称)創発コーディネーターを配置します。

この(仮称)創発コーディネーターが、フリースペースとシェアスペースの運営チーム、市と連携し、階層や創発活動の段階に応じて、飯田市公民館の学習支援と、ムトス飯田推進事業の支援による、柔軟な支援を行います。こうした支援によって、同じ思いを持つ多様な価値観を持った人同士を結びつけることで、創発を生み出していきます。

また、こうした過程から、高校生や若者等、地域の将来を担う人材の確保、育成も行います。

創発エリアに集う階層と階層ごとへのアプローチのイメージ

～公民館機能+ムトス機能による切れ目のない支援を実現するために



(4)創発に向かうある高校生～創発が生まれるイメージ～

- 私は国際学科に所属する高校生です。授業で世界平和と多文化共生について学びました。時々立ち寄っている駅前プラザの3階に、平和祈念館があることを思い出し、授業で学んだことをもう少し深く考えられると思い、同じクラスの友人数名と立ち寄り、興味深く見学していました。するとちょうど通りかかった、創発コーディネーターと市の職員に、XR室にいつも集まっている人たちが編集したわかりやすい映像があるから、ちょっと見てみたら、と声をかけられ見てみました。とてもリアルに感じられる映像を見終わって、今年のグループ課題研究のテーマはこれで行こう、という話になり、隣の図書館に寄ったところ、戦争と国際平和に関する本が展示してありました。図書館の司書に尋ねると、この本は、自分たちの課題研究のテーマにぴったりだ、ということを知りました。



- 駅前プラザの告知ボードをみたら、飯田市公民館で発展途上国での実体験もできる高校生講座を開講することを知りました。頭でわかりかけたことを、もっと実感を持って知りたい、考えたいと思い、友だちを誘って申し込みました。

- シェアスペースで、グループ研究の課題を進めていくことになり、翌日、課題研究をしていると、図書館に寄ったという初老の男性が声をかけてきました。自分の親は中国からの帰国者で、飯田市には中国にルーツを持つ人をはじめ、多くの外国人住民が暮らしている、事務所の担当職員に聞けば、色々と教えてくれる、と言ってくれました。

- 多文化共生係の人に話すと、飯田には国際交流の協会があって、そこにこの地域に長く住んで活躍している人が何人もいるから紹介してあげる、と言われ、協会の関係者や外国人住民の方にいろいろな話を聞くことができました。



- その中の外国人住民の方から、今度、フィリピン料理教室をプラザの調理室でやるから、参加してみない、その国の料理からその国の文化や風習も学べるよ、と誘われ、料理教室に参加しました。多くのフィリピン人住民と料理を作り、おいしく食べながら、フィリピンのことや、自分たちがどうして飯田で暮らしているかという話が聞けました。

●一緒に料理を作ったフィリピン人住民の方から、週末に**地区の公民館**で日本語の勉強をしているから、参加して日本語も教えてよ、と誘われ、日本語教室に参加しました。教室では、実際にコミュニケーションを取りながら、日常会話で使う日本語を教える体験ができました。また、教室が終わった後、教室を運営している支援者の方から、教室が始まった経過や、その地域の課題なども聞くことができ、誰もが暮らしやすい地域を目指して活動されている方がいるということがわかりました。

●シェアスペースで課題研究のまとめをしていると、近くで何やら議論をしていた**大学生のお兄さん・お姉さん**が話しかけてきました。その人たちは飯田をテーマにした論文を書くための調査で飯田を訪れていたそうで、私たちの研究の話をする、**たくさんのアドバイス**をしてくれました。大学生の全然違ったものの見方や発想に驚き、とても刺激をもらおうと同時に、**大学へ行って学ぶ**ことにも興味を持ちました。

●地域の人たちの奥の深い話が聞けて、大学生のアドバイスをもらいながら、課題研究もうまくまとまり、**多目的ホール**で他のグループとともに**発表会**を行い、親子連れなど多くの市民が聞いてくれました。中には、高校に行ったら、海外に留学してみたい、という中学生の親子から相談を受けました。自分たちの高校生活を話すときに、**多くの高校生がプラザに立ち寄って、色々な人と交流**しながら自分たちのやってみたいことを見つけて、この場所で色々な活動をしていることも紹介してあげました。



●発表の中で、世界平和や多文化共生について考えるイベントをしてみたい、と発表したところ、**ムトス飯田若者応援事業の窓口**があるよ、と創発コーディネーターが教えてくれました。せっかくここまで頑張ったので、この事業を利用して、研究に協力してくれた皆さんと共にプラザできるイベントを企画してみよう、ということになりました。できれば、世界中から劇人が集まり、街中が賑わう、人形劇フェスタの時期にしてみたいなあ、と思っています。

(5)新しい交流の場 ショートストーリー(イメージ)

①学校帰りの**高校生**編

電車待ちの高校生が飲み物とおやつを買いに**商業施設**へ。会計後レジの隣で困っていたのは、ブラジル人の女性。2階の料理教室で利用する食材を運べず困っていたので運んであげた。お礼

にお料理のレシピをもらい次回は参加するようにと仲良くなって帰った。

②買い物にきた女性編

特売のチラシをみて商業施設にきた女性。帰ろうとすると、何やら大学生がアンケートに答えて欲しいと質問に。時間があつたからとりあえず 2 階で話をすることに。焼肉についての質問。まさか、今日うちが焼肉ってわかったの?! なんと一週間も飯田に滞在して去年もきているそう。秘伝のタレを明日持ってきてあげることにした。

③I ターン世帯編

飯田に最近住み始めたご夫婦。飯田の情報が知りたくて 2 階へ。XR 室ではナミキちゃんがゴミの分別の仕方や袋の代金まで教えてくれた。部屋の中には何やら**ゴーグルをかぶって**足を桶に入れている人が・・・覗いてみるとなんと天龍峡のりんご足湯に入るナミキちゃんがいた。大自然の中で空気が綺麗な感じ! 天龍峡の足湯に行ってみたくなった。

④飯田市公民館を利用していた**サークルの皆さん**

以前より吾妻町の公民館を拠点に絵画の活動をしていました。公民館が**飯田駅前に移転**して、今までの活動が継続できるのか不安に思っていました。でも、**時間や料金も今までと同じように**なっており安心していきます。**事務室の皆さん**も親切に対応してくれます。

毎回、絵画の道具を運搬するので、建物の向かい側の**駐車場**を利用しています。家が近い人は健康のため、歩いて来ています。今日は、サークル活動の後、みんなでユニー通りのオシャレなお店で夕食をとるため、**電車**で来ました。**バス**で来た人もいます。午前中にかかりつけ医に寄って、1 階で薬をもらっていくメンバーもいます。

サークル活動は、主に**2 階や 3 階の会議室**で行っていますが、多くの高校生が居て今までの公民館と雰囲気が変わり、活気が感じられます。会議室は、**ガラス張りの部屋もあり**、最初は恥ずかしかったのですが、先日、**自習で来ていた高校生たち**から「お上手ですね」と声をかけられ、私も「今度一緒にどうですか」と返答し、**意気投合**しました。この高校生たちは、高校の美術部に所属しているようです。他にも、他のサークル団体さんから声を掛けられることが多くなりました。私たちのサークルは、高齢者のみで、新しい人がなかなか入らず**活動を続けていけるのか不安**でしたが、このような機会ができて嬉しいです。

年 1 回、**フリースペースや会議室**をお借りして**展示会**をしています。電車、バス、駐車場があつて、以前より来やすくなった上、**商業施設のお客さん**にも宣伝できて、とても気合が入っています。

7 今後の事業スケジュール（予定）

2021 年	(令和 3 年)	8月中旬	本体工事着工(外壁工事から開始)
		9月～	市民ワーキングにて運営のあり方の検討
		11月下旬～	令和 3 年度飯田市議会第 4 回定例会 ※議案（12 月補正、条例改正）
2022 年	(令和 4 年)		令和 4 年度飯田市議会第 1 回定例会
		2月下旬	※議案（当初予算、条例改正） 管理方法詳細協議完了
		3月末	本体工事完了
		4月	業務開始準備（引っ越し、移転）
		5月中旬	オープン（予定）

飯田市公民館のあゆみ

この地域は、大正期の自由画教育や青年運動から生まれた伊那自由大学などに代表される歴史的・風土的な教育の土壌や、戦後直後からの青年会や婦人会の自主的な学習活動などを背景に、全国に先駆けて公民館が設置されました。

飯田市は、昭和12年に飯田町と上飯田町が合併し誕生しました。以来6回にわたり町村合併が行われましたが、そのつど旧町村単位に独立公民館（以下「地区公民館」）と職員を配置してきました。旧飯田地区（橋北・橋南・羽場・丸山・東野）は、昭和43年に1館制から5館に分離し、それぞれ地区公民館として位置づけられました。その後も平成5年7月1日に上郷町、平成17年10月1日に上村、南信濃村と合併し、現在は中央館の役割を担う飯田市公民館（以下「市公民館」）と、20の地区公民館が独立、並列方式により配置されています。

市公民館は、全市民を対象とした事業や地区公民館相互の連絡調整を図る機関として、また地区公民館は住民の身近な公民館として、地域課題や生活課題に対する学習や交流などを通じて住民の主体的な活動を支援し、地域の特色を生かした個性豊かで魅力ある地域づくりの一端を担ってきました。

昭和48年に文部省の委嘱を受け、公民館の運営基準について自ら研究し導き出した4つの運営原則「地域中心」「住民参画」「並列配置」「機関自立」の考え方は、飯田市の地域づくりに対する公民館の姿勢を反映したものであり、今も活動の基本方針となっています。

なお飯田市は、平成19年4月に新たな住民自治の仕組みとして「地域自治組織」を導入しました。これにより公民館は、社会教育法に基づき市が設置する社会教育機関であるとともに、地域自治組織を構成するまちづくり委員会の1委員会に位置付けられました。

飯田市公民館の運営組織

市公民館には、館長会の互選で選出された市公民館長（非常勤特別職）、市公民館長を補佐する副館長（課長職）、学習支援係（係長、主事、社会教育コーディネーター）、管理係（係長、管理係）が職員として配置されています。また、市内全ての地区公民館の館長・主事で構成される館長会及び主事会が置かれ、公民館職員の相互研鑽の場になっています。

地区公民館には、非常勤特別職の館長と常勤専任の公民館主事が配置されています。また、人口規模の大きな地区である松尾・竜丘・伊賀良・鼎・上郷公民館、自治振興センターが併設されていない旧市5地区の公民館及び南信濃公民館には、管理係が配置されています。

地区公民館には、飯田市の公民館活動の4つの運営原則の一つである住民参画の原則を保障し、住民主体の公民館活動を展開するため「専門委員会」が設置されています。専門委員会の設置状況は地区によって異なりますが、主に文化委員会、体育委員会、広報委員会、青少年育成委員会などが組織されています。専門委員会の名称、人数、役職、任期は公民館長が定めることとなっており、町内あるいは分館からの推薦や地区内全域から適任者を選び、公民館長が委嘱します。（詳細は、P8「専門委員会の設置状況」を参照）

多くの地区公民館のもとに、集落単位を基本とする「分館」が組織されています。現在飯田市には103の分館（休館を除く）があり、住民に最も身近な公民館として、住民の手によって主体的に運営されています。

また地区公民館は、隣接する地域や中学校区などつながりの強い地域同士で「ブロック」を組織しています。現在は20の地区公民館で4つのブロックを組織し、ブロック内で連携しながら事業を展開しています。

飯田市公民館の活動

飯田市の公民館は、地域住民の学習、交流の場として、住民自らが自由闊達な学習活動やグループ活動を展開しています。

公民館が実施する学級や講座は、乳幼児やその保護者を対象としたものから高齢者の生き甲斐づくりまで全ての世代を対象にしたものであり、学習内容も個人的な教養を高めるものから地域課題や生活課題を捉えた組織的な学習活動まで、幅広い学習を展開しています。実施にあたっては、公民館職員が中心となって開催するものや、運営委員会や実行委員会などを組織し市民参画のもと開催するものなど形態は様々ですが、学習や交流の機会を通じて主体的な人材の育成に寄与しています。

専門委員会の活動は、住民自らがアイデアを出し合い、それぞれの地域の特色を活かした様々な事業を展開しています。専門委員会は公民館運営の母体であり、住民が事業の企画段階から主体的に関わることにより地域を知り、地域を担う人材育成の場として機能しています。

分館は、住民の生活に一番身近な公民館であり、子どもから高齢者まで日常的な学習や交流の場になっています。分館では、なによりも住民同士のふれあいや交流を大切に、分館独自の事業を主体的に展開しています。また、地区公民館と密接につながり、一体となって公民館の活動を支えています。

飯田市公民館の事業

市公民館事業

- ・全市民を対象とした事業
- ・新たな地域課題、生活課題に対応し、地区公民館に波及することをねらったモデル的な事業の実施やそのための指導者の育成
- ・地区公民館活動が円滑に展開されるためのネットワーク事業

ブロック事業

- ・地区公民館単独では実施困難な事業
- ・地区公民館事業の継続発展した事業
- ・ブロック内での情報交換、相互研鑽

地区公民館事業

- ・住民要望に基づく学級講座
- ・専門委員会が企画する地区独自の事業
- ・コミュニティを醸成する各種の事業
- ・学習相談、学習情報の提供及び施設設備の提供